

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

健康・子育て

健康づくり！ スロートレーニング講座

- スロートレーニングとは、軽い負荷でゆっくり動作することで筋力などを増加させる運動です。普段、体を動かすことから遠ざかっている人や運動に自信がない人でも無理なくできる内容です。健康づくりのきっかけに参加してみませんか。
- ▽とき 3月15日☎・午前10時～正午、16日☎・午後2時～4時
※両日とも同じ内容です。また、1人で両日申し込みも可能です。
- ▽ところ 総合体育館トレーニング室
- ▽対象 18歳以上
- ▽参加費 町内者1回200円、町外者1回400円
- ▽定員 各回10人（事前申し込み先着順）
- ▽講師 総合体育館トレーナー 大庭公子さん
- ▽持ってくるもの 上履き、水分補給の飲み物、タオル、動きやすい服装
- ▽申し込み 2月26日☎～3月11日☎・午前8時30分～午後9時に、総合体育館（☎222・0181）へ

※事前申し込みをしていない場合は、講座に参加できません。

みんなで元気になろうや！講座 「町内をウォーキング」

- 運動不足の解消や生活習慣の改善にウォーキングを取り入れてみませんか。6000歩目指してみんなで歩いてみましょう。
- ▽とき 3月24日☎・午前10時（9時45分から受け付け）～正午
- ▽ところ 中央公民館2階
- ▽対象 町内に住んでいる人
- ▽定員 15人
- ▽参加費 無料
- ▽持ってくるもの 水分補給の飲み物、タオル、動きやすい服装
- ▽申し込み 3月17日☎までに二次元コードから。または健康づくり係（☎223・3533）へ
- ▽内容 400ml献血
- ※献血をした人にはお礼のプレゼント



申し込みフォーム

後期高齢者医療制度の健康診査

- トがあります。
- ▽対象 男性17～69歳、女性18～69歳で、体重が50kg以上の人。ただし、65歳以上の場合、60～64歳に献血をしたことがある人のみ
- ※献血可能日を献血会員アプリ「ラブラッド」または献血カードで確認してください。
- ※血液の安全性向上のため、受け付け時に、本人確認ができる証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）を提示してください。
- ▽問い合わせ 健康づくり係（☎223・3533）
- 令和7年度健康診査の受診期限は3月31日☎です。まだ受診していない人は、実施医療機関に予約のうえ、受診してください。受診票は令和7年4月下旬～5月上旬に送付しています。7年5月以降に75歳になった人には、誕生月の10日ごろに送付しています。なお、受診は、75歳の誕生日以降に行ってください。
- 受診票の再発行や実施医療機関が分からない場合は、問い合わせてください。
- ※受診票の再発行には1週間ほどかかりますので、早目に連絡し

てください。

▽受診期限 3月31日(火)

▽受診方法 感染症の発生状況を踏まえ、実施医療機関にあらからじめ電話で相談後、受診を検討してください。

▽受診に必要なもの マイナ保険証または資格確認書、受診票、自己負担金500円

▽問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(☎(092)651・3111)

からだ、ゲンキ！教室 新規参加者募集

一緒に楽しく運動して、健康になるための教室です。気持ちよく体を動かし、メタボを解消しませんか。体を動かし、筋力をつけることは、生活習慣病予防に加え、認知症予防や不眠対策にもなります。この機会に参加してみませんか。

▽とき 4月13日(令和9年3月15日の毎週月曜日・午前10時～11時30分(祝日を除く全40回))

▽ところ 町民会館

▽内容 ストレッチ、リズム体操、筋力トレーニングなど

▽対象 芦屋町国民健康保険加入者で、令和8年度に若者健診または特定健診を受診する人

▽定員 30人程度

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 水分補給の飲み物、タオル、動きやすい服装
▽申し込み 3月23日(月)までに、健康づくり係(☎223・3533)へ

物価高対応子育て応援手当

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校生年代までの子ども(平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子ども)を養育する保護者に対し、子ども1人

あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

▽対象 ①令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童は10月分)の児童手当受給者

②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

▽申請 原則申請は不要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、期限までに申請が必要です。

①公務員の人(3月31日(日)まで)
②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者(4月22日(日)まで)

③令和7年10月1日以降に離婚(離婚調停中なども含む)により児童手当の申請が必要になった保護者(4月22日(日)まで)

▽支給時期 申請が不要な人には、2月末に児童手当受給口座へ振り込みます。

申請を行った人には、受け付け後、申請書で指定した口座へ振り込みます。

▽問い合わせ 子育て支援係(☎223・3537)

※詳しくは町のホームページを見てください。

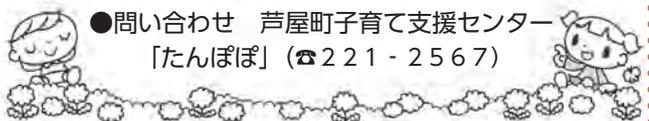


物価高対応
子育て応援手当
町ホームページ

たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221・2567)



3月の日曜開館日 8日・22日

♥ぽんちゃんのにこにこ絵本

▷とき 3月2日(日)・午前11時～11時30分

♥音楽便利屋 山田さんの絵本ミュージカル (15組限定) ※予約受付中

▷とき 3月5日(火)・午前11時～11時30分

♥おもちゃ病院

壊れたおもちゃはありませんか。おもちゃドクターが修理してくれます。事前に預かることもできます。

▷とき 3月7日(木)・午前10時～午後3時

♥ベビーマッサージ (10組限定)

※3月10日(日)から予約開始

▷とき 3月24日(日)・午前10時～11時

▷持ってくるもの バスタオル、水分補給の飲み物

♥吉村じいちゃんと絵本マミーさんの絵本タイム

▷とき 3月27日(土)・午前11時～11時30分

♥育児相談

【たんぽぽ相談】保健師・管理栄養士による相談

▷とき 3月10日(日)・午前10時～正午

▷持ってくるもの 母子健康手帳

※町外の人でも相談できます(予約不要)。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 3月18日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※絵本やおもちゃを用意して待っています。



子育て・相談

一時保育を利用しませんか

保護者のリフレッシュやさまざまな事情で、一時的に保育を必要とする乳幼児を保育園で預かります。

▽対象 原則6カ月児〜就学前の町内に住んでいる乳幼児

▽保育日時

●芦屋保育園Ⅱ ㊦㊧・午前9時〜午後5時

●緑ヶ丘保育園Ⅱ ㊦㊧・午前9時〜午後4時

※保育園の休園日を除きます。

▽利用料金

3歳未満児Ⅱ 1時間500円

3歳以上児Ⅱ 1時間400円

※おやつ代を含みます。別途給食費が1日250円かかります。

※半日、1日単位もあります。

※利用には事前登録・予約が必要です。

▽申し込み 芦屋保育園 (☎223・0343)、緑ヶ丘保育園 (☎223・1746) へ

ぱくぱく料理教室に参加しませんか

大人の食事を作りながら、こどもの年齢に合わせた取り分け離乳食・幼児食作りを学びます。託児がある

ので、ママ・パパたちとゆっくり料理を楽しみましょう。調理後はこどもと一緒に楽しいランチタイムです。※1歳6カ月未満の離乳食は保護者の試食のみです。

▽とき 3月6日㊦・午前9時15分(受け付けは9時から)〜午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる就学前のこどもと保護者

▽定員 8組

▽参加費 大人400円、食事をすることも150円

▽持ってくるもの エプロン、三角巾(貸し出しあり)

▽申し込み 2月27日㊦までに、2次元コードから。また

たはこども家庭センター(☎223・3577) へ



申し込みフォーム

令和8年度児童生徒就学援助の申請を受け付けます

経済的な理由で小中学校への就学が困難な世帯に、学用品費や給食費、修学旅行費などを助成します。

▽対象 世帯全員の所得などが一定の基準以下の世帯(生活保護世帯は除く)

▽申請期限 3月31日㊦

※申請期限後も、随時、申請は受け

付けますが、支給は申請の翌月分からになります。

▽申請書類 申請書と手引きは学校教育課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽申し込み 学校教

育係 (☎223・3547) へ



就学援助ホームページ

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎3月5日㊦ ㊦ 土肥孝明相談員

◎3月19日㊦ ㊦ 橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時〜4時

▽ところ 中央公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎土肥相談員(浜口町4番12号 ☎222・0044)

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎223・3203)

成年後見制度の無料出張相談

【成年後見制度とは】

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、生活費の管理がうまくできなく

なったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされたりするなどの問題が出てくる場合があります。このような人の権利や財産を守る制度です。

【無料出張相談】

北九州市成年後見支援センターの職員(社会福祉士など)が相談に応じます。

▽とき 3月25日㊦・午後1時30分〜4時30分

※1人1時間以内

▽ところ 岡垣町役場(岡垣町野間)

▽対象 町内に住んでいる人とその家族や関係者

▽定員 3人(先着順)

▽費用 無料

▽申し込み 3月2日㊦から岡垣町地域包括支援センター(☎282・1211) へ

※2カ月に1回、遠賀郡3町出張相談を行っています。芦屋町では、7月に開催予定です。開催日時などは広報あしやでお知らせします。

特設人権相談

人権や法律の問題で困っている人は気軽に相談してください。

▽とき 3月12日㊦・午後1時30分〜3時30分

▽ところ 山鹿公民館

▽相談内容 家庭、相続、登記、戸籍、金銭、いじめ・不登校の人権問題など

▽相談員 人権擁護委員

▽相談料 無料

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎2223・3530）

※事前に相談内容などを連絡してください。

令和7年度第4回

県営住宅の入居者募集

▽募集住宅 県内に所在する県営住宅（詳細は募集案内に記載）

▽募集案内配布期間 2月26日～3月13日

※募集案内は環境住宅課窓口にあります。

▽受付期間 3月5日～13日

▽申し込み 福岡県住宅供給公社 県営住宅管理部管理課（☎092）781・8029）へ

会計年度任用職員募集

■事務補助員（契約管財係）

▽任期 5月1日～6月30日

※任期の更新なし

▽募集人数 1人

▽業務内容 建設工事や建設コンサルタント指名願い受け付け・審査業務

▽勤務時間 午前9時～午後5時（休憩60分）

▽勤務形態 週5日程度（土日祝日休み）

▽報酬 日給8421円

▽保険 社会保険あり、雇用保険あり

▽応募要件 パソコン操作ができる人（高校生不可）

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み 申込書に必要事項を記入のうえ、3月19日～午後5時15分までに人事係（☎223・3574）へ提出（必着）

※申込書は、総務課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

※会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定（守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など）が原則適用になります。

一般社団法人芦屋町観光協会 任期付職員募集

▽任期 4月1日～令和9年3月31日

※勤務成績により任期更新あり

▽勤務先 一般社団法人芦屋町観光協会（芦屋海浜公園レジヤール内）

プール内）

▽募集人数 1人

▽業務内容 人事、労務、経理業務（事務局における経理・総務業務を中心に事務運営全般、各種観光案内・PR業務）



芦屋町観光協会
ホームページ

※入職後1年間は、経理経験者のサポートを受けながら業務を習得していただきます。

▽勤務時間 午前8時15分～午後5時（休憩60分）

▽勤務形態 4週8休（土日祝日勤務あり）

▽報酬 月給20万円～22万円

※経験・資格などを考慮

▽保険 社会保険あり（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）

▽応募要件

○普通自動車運転免許

○労働関連法規に関する基本的な知識を有する人

○簿記の知識を有する人

○基本的なPC操作（Excel、Word）ができる人

▽選考方法

①書類選考（提出された履歴書をもとに書類選考を行います）

②面接試験（面接日時は、書類選考通過者に個別に連絡します）

▽申し込み 履歴書を3月10日～までに一般社団法人芦屋町観光協会事務局へ提出してください。

協会事務所（☎2221・1001）へ持参または郵送

芦屋町子ども・子育て会議 委員募集

子ども子育て会議は、「子ども計画」の進捗状況の確認や子ども・若者・子育て家庭の福祉の推進のため、住民の皆さんの意見をいただく委員会です。

▽募集人数 2人程度

▽応募資格 令和8年3月1日現在18歳以上で次のすべてを満たす人

- 町内に住んでいるか通勤している人
- 芦屋町議会議員、芦屋町職員（会計年度を除く）でない人
- こども・若者・子育て家庭の支援に関心があり、年2回程度、昼間の会議に出席できる人

▽任期 2年間

▽応募方法 3月27日～午後5時15分までに子育て支援係へ提出（必着）

※申込書は、健康・こども課窓口、中央・芦屋東・山鹿の各公民館にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽申し込み 〒807・019

健康・こども課子育て支援係（☎223・3537）



子ども・子育て会議
委員募集ホームページ



募集・お知らせ

重度障がい者医療証、ひとり親家庭等医療証の切り替えと発送

【切り替え】4月から小学1年生になる人で「ひとり親家庭等医療」の対象者、または、中学1年生になる人のうち「重度障がい者医療」の対象者は、4月末までに医療証の切り替えの手続きが必要です。手紙を送付しますので、必要書類を持って住民課窓口へ申請に来てください。

【発送】「重度障がい者医療証」を持っている高校3年生は、4月から自己負担の内容が変わります。対象者には、新しい医療証を送付します。現在持っている医療証の期限が過ぎたら、差し替えて利用してください。

▽問い合わせ 保険年金係 (☎23・3532)

林野火災警報・注意報の運用が始まりました

遠賀・中間地域広域行政事務組合火災予防条例の一部が改正され、火災警報のうち、林野火災予防を目的とし、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、林野火災警報を発令し火の使用制限を行います。

芦屋町の公費医療制度

芦屋町には、子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の3つの医療費助成制度があります。いずれも、対象者が医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療に対する医療費の自己負担分を助成する制度です。

▷問い合わせ 保険年金係 (☎223 - 3532)

■子ども医療制度

防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金で、子ども医療費の助成を行っています。

▷対象 高校生世代までの子ども

▷助成内容

対象者	内容
0歳～高校生世代	通院・入院ともに無料

※所得制限はありません。

■重度障がい者医療制度

▷対象 ①身体障がい者＝身体障害者手帳1級または2級の人 ②知的障がい者＝IQ35以下の人(療育手帳「A」) ③重複障がい者＝IQ36～50で、身体障害者手帳3級の人 ④精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳1級の人

※65歳以上の方は、後期高齢者医療保険に加入していること

▷助成内容

対象者	内容	
3歳～高校生世代	通院・入院ともに無料	
18歳以上	通院	500円/月(上限)
	入院	【一般】 500円/日(月20日限度) 【※住民税非課税世帯】 300円/日(月20日限度)

※所得制限があります。

※住民税非課税世帯の方は「マイナ保険証」、加入している保険者が発行する「限度額適用認定証」、ま

たは限度区分が併記された「資格確認書」があれば、入院時の自己負担が日額300円に軽減されます。
※精神障がい者は、精神病床への入院費用は助成対象外です(中学1年生～高校生世代を除く)。

■ひとり親家庭等医療制度

▷対象 ①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母のいない児童

※児童＝小学1年生～高校3年生

▷助成内容

対象者	内容	
小学1年生～高校生世代	通院・入院ともに無料	
母子家庭の母 父子家庭の父	通院	800円/月(上限)
	入院	500円/日(月7日限度)

※所得制限があります。

■共通事項

※芦屋町に住んでいて、何らかの健康保険に加入している人が対象です(生活保護受給者は除く)。

※いずれも1医療機関ごとの自己負担額です。

※薬局での自己負担はありませんが、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方希望する場合は「特別料金」が発生します。

※入院時の食事代や差額室料代などの保険適用外費用は、助成対象外です。

※県外で受診した場合は、住民課窓口で申請手続きが必要です。



また、林野火災警報を発令する前段階で、住民に火の使用制限の努力義務を課す林野火災注意報を発令します。

▽火の使用制限 火災に関する警報が出されたときの火の使用には、次の制限があります。

①山林、原野などで火入れをしないこと

②煙火を消費しないこと

③屋外で火遊びまたはたき火をしないこと

④屋外では、引火性または爆発性の物品そのほかの可燃物の付近で喫煙をしないこと

⑤山林、原野などの場所で、火災が発生するおそれが高いと代表理事が指定した区域内で喫煙をしないこと

⑥残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を始末すること

▽問い合わせ 遠賀郡消防本部 警防課（☎293・8124）

ブロック塀等撤去費補助金を1年延長します

地震などにより倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、撤去費の一部を補助します。令和8年度まで補助を延長します。

▽注意事項 補助を受けるには、正式に申請する前に町との協議が必要で、申請前に着工した場合は、補助の対象になりませんので注意してください。

▽期限 令和9年3月31日頃までに9年2月末日までに工事を終了し、完了実績報告書を提出

▽対象 所有者または管理者が、町内に存在する道路に面する高さ1m以上のブロック塀などを全部撤去または高さ1.2m以下にする工事

▽補助額 補助対象工事に係る費用の3分の2（上限16万円）

※補助には一定の要件があります。詳しくは町ホームページを見てください。

▽問い合わせ 地域振興・交通係（☎223・3539）

北九州市営バスの運賃値上げ

3月28日頃から北九州市営バスの運賃が値上げされます。初乗り運賃は240円となり、各区间で50円の値上げとなります。町内の主なバス停から折尾駅までの運賃は次のとおりです。

●山鹿⇨350円

●自衛隊前⇨380円

●第二栗屋⇨410円

▽問い合わせ 北九州市交通局総

みんなのねんきん

出産前後の国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の届け出をすると出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。

●手続きに必要なもの

【出産前に届け出をする場合】

母子健康手帳など

【出産後に届け出をする場合】

出産日は役場で確認できるため

原則として不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類が必要です。

▷届け出・問い合わせ 保険年金係

（☎223 - 3532）



務経営課（☎771・8401）

芦屋タウンバス利用促進のお願い

芦屋タウンバスは、芦屋町と遠賀川駅を結ぶ地域の皆さんの足として、平日往路32便、復路35便、合計67便を運行しています。利用者数はコロナ禍に減少してから徐々に回復傾向ではありますが、完全には回復しておらず、人件費や燃料費など各種経費の高騰が続いています。

令和7年度は、運賃収入約3000万円に対し、運行経費約1億円、差し引き約7000万円の赤字が見込まれています。

国からの補助金も活用して運行を継続していますが、収支の改善が見込まれない場合、令和8年度には利用者負担の増額を検討せざるを得ない状況です。

地域の公共交通として、通勤・通学・通院・買い物など、日常生活の移動手段となる芦屋タウンバスを次世代へ引き継ぎ、さらに便利で快適なものへと発展させていくために、皆さんの積極的な利用をよろしく願います。

▽問い合わせ 地域振興・交通係（☎223・3539）



お知らせ

福岡県腎臓疾患患者福祉
給付金（後期10月～3月分）

就労などの理由で、午後5時以降に、月に5回以上人工透析を受けている人で、身体障害者手帳を持っている人を対象に交通費の一部を助成します。給付には所得制限などがあります。詳しくは問い合わせてください。

▽給付額 月額2000円

▽申し込み 3月31日頃までに、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所社会福祉課高齢・障がい福祉係（☎201・4162）へ

中央公民館講座

●日本に関係する国際法の話Ⅶ

ロシア・ウクライナ戦争、緊張の続く中東、現実味を帯びてきた台湾有事など目まぐるしく変化する国際情勢。その中で国際法はどのような役割を果たしているのでしょうか。専門家が詳しく解説します。

▽とき 3月14日 土・午前10時～

正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 深町 公信さん（熊本大学）



避難行動要支援者名簿に登録しませんか ～新規登録対象者に申請書を送付します～

■ 避難行動要支援者名簿とは

災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などのうち、名簿登録に同意した人の名簿です。この名簿は毎年更新して、地域の自主防災組織または自治区、民生委員・児童委員、遠賀郡消防本部（避難支援等関係者）へ提供しています。

名簿は、平常時の地域での見守りや要支援者の情報共有、災害時の避難支援計画の作成資料や情報伝達、安否確認などに役立てられます。

■ 避難行動要支援者名簿に登録するには

【申請方法】

町では、名簿の年次更新を行うため、3月初旬に新規対象者へ登録申請書を送付します。

避難支援等関係者への名簿の提供に「同意します」または「同意しません」のどちらかを選び、必要事項を記入して同封の返信用封筒に入れて返送してください。名簿登録に同意しない場合でも返送してください。

また、現在登録中の人で、登録内容を変更したい場合は、問い合わせください。

※名簿登録は、強制ではありません。

※名簿登録に同意する人は、登録申請書（裏面）の緊急連絡先など、漏れがないよう

に記入してください。

※対象者に該当しない場合で、名簿への登録を希望する人は、区長に相談してください。

【申請期限】

3月27日 土

【対象者】

在宅で生活している人で、令和8年1月31日を基準日とし、次の要件を満たす人

- ① 前回基準日（令和7年1月31日）よりあとに75歳になった人で一人暮らしの人または、75歳以上の人のみの世帯
- ② 介護保険で要介護3～5の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳所持者（ただし、内部障がい者は1、2級所持者のみ）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者
- ⑤ 療育手帳A判定所持者

※②～⑤は、以前から芦屋町に居住し、前回基準日（令和7年1月31日）よりあとに認定、手帳を取得した人です。

⑥ 前回基準日（令和7年1月31日）よりあとに転入し、①～⑤に該当する人

※①～⑥に該当する人で、申請書が届いていない人は、役場に連絡してください。

▷ 問い合わせ 高齢者支援係
（☎223-3536）

名誉教授)

▽定員 60人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 2月26日(金)から・午前9時～午後5時に電話(☎222・1681)または中央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

ギャラリーあしやワークショップ 草木染め講座

身近な食材である玉ねぎの皮を使って、鮮やかな黄色のハンカチを作ります。絞り染めの技法を用いて、世界に一つだけの作品を仕上げてみませんか。



▽とき 3月20日(金)・午後1時～3時

▽ところ 中央公民館3階

▽対象 小学5年生以上

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 300円

▽申し込み 2月28日(金)～3月13日(金)・午前9時～午後5時に電話(☎222・1681)または中央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

※一度の申し込みで、最大2人まで参加できます。

※月曜日は休館です。

新たに土砂災害警戒区域等が指定されました

全国的に土砂災害警戒区域に指定されていない箇所でも土砂災害が発生している状況を踏まえ、福岡県は高精度地形図を用いて新たな調査箇所を抽出し、令和6年度から現地調査を行っています。芦屋町でも6年度に調査が行われ、令和7年12月23日に、新たに土砂災害警戒区域等が指定されました。



福岡県砂防課ホームページ

●指定内容

土砂災害警戒区域 19箇所
土砂災害特別警戒区域 17箇所

●位置図、指定区域、公示図書

福岡県砂防課ホームページ(土砂災害警戒区域等マップ)で確認できます。※公示図書は総務課窓口でも縦覧できます。

●問い合わせ

福岡県県土整備部砂防課土砂災害対策係(☎(092)643-3678)
庶務係(☎223-3572)



「土砂災害警戒区域等マップ」をクリックしてください

広告

個別+通い放題の塾 月額定額制

「AIシステム学習による繰り返し学習」+「自学習」により、1人ひとりに合ったプログラム学習で、わかるまで個別指導をします。高校生、中学生、小学生の体験予約をお待ちしております。

小中高5教科/受験 英検・文字検 / 通信制サポート校

松陰塾 遠賀川駅前校

〒811-4307 遠賀町遠賀川1丁目6-5 PIPIT2階
☎093-863-2905 / 受付時間 平日10:00～21:00

校舎HPはこちら
校舎インスタはこちら

芦屋町に新規開設(みどりや文具店跡)

それ、行政書士に相談してみませんか 初回相談無料

終活・遺言・相続・老後の備え
許認可申請手続 など

街の法律家行政書士がお困りごとに寄り添います

行政書士わたべ事務所
代表 渡部 千津
☎070-8492-4560 info@watabef.com
芦屋町正門町1-4 (芦屋中学校前・旧みどりや)

広告



お知らせ

テニスコートの料金を変更します

4月1日より、テニスコートの使用料を一部変更します。

▽変更内容 利用区分「共用」の廃止
 ※平日(月曜日から金曜日まで)に、2人以下が利用する場合の1人あたりの利用区分(人数貸し)
 △新材料表(令和8年4月1日から適用)

区分		一般	高校生以下
テニスコート 使用料	町内者	450円	200円
	町外者	900円	400円
照明使用料	町内者	200円	200円
	町外者	400円	400円

△1面・1時間あたりの料金

▽問い合わせ 社会教育係(☎223・3546)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で日没～午後9時ごろに夜間飛行訓練を行います。

	とき	予備日
ジェット機	3月16日(月)・17日(火)・18日(水)	23日(月)・25日(水)・26日(木)・30日(月)・31日(火)
救難ヘリコプター 救難捜索機	毎週月・火曜日	水・木・金曜日

※佐賀駐屯地のV-22 オスプレイが夜間飛行訓練で芦屋基地へ飛来することがあります。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室(☎223・0981内線254)

マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

▷とき 3月29日(月)・午前8時30分～正午

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの



【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、資格確認書などの顔写真がないものは2点必要です。不明な場合は問い合わせてください。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係(☎223・3531)

健康づくり！ ピラティス教室

普段、体を動かすことから遠ざかっている人や、ピラティスをあまり知らない人でも気軽に体験できます。体幹を鍛えて柔軟性を高め、ストレス解消に役立ちます。

▽とき

3月15日(月)・午後2時～3時

▽ところ 総合体育館サークル室

▽対象 町内に住んでいる、または勤務する18歳以上の人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 水分補給の飲み

マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

▷とき 3月29日(月)・午前8時30分～正午

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの



【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、資格確認書などの顔写真がないものは2点必要です。不明な場合は問い合わせてください。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係(☎223・3531)

み物、タオル、動きやすい服装
 ▽講師 松永幸代さん(指導資格 AFAA保有)

▽定員 15人(事前申し込み先着順)

▽申し込み 2月26日(火)～3月12日(火)・午前8時30分～午後9時に総合体育館(☎222・0181)へ

手話体験講座

聴覚障がい者とのコミュニケーションツールの一つである手話の基本を講話と実習で体感しながら

ら学びませんか。
 ▽とき 3月28日(日)・午前10時～正午

▽ところ 町民会館

▽対象 すべての人(中学生以下は保護者同伴)

▽講師 芦屋町手話の会

▽定員 30人(事前申し込み先着順)

▽申し込み 2月27日(金)～3月18日(火)・午前9時～午後5時30分に電話(☎221・1011)

またはボランティア活動センター1窓口へ

※日曜日は休館です。

令和7年度リーどぼらんていあ キッズ年間活動報告会

町内の小学生の24人のキッズが、1年間の集大成として、さまざまなボランティア活動で学んだことや感想を発表します。どなたでも参加できます。



- ▽とき 3月7日(土)・午前10時40分～11時5分
- ▽ところ 町民会館
- ▽申し込み 不要
- ▽問い合わせ ボランティア活動センター(☎221・1011)

青少年体験活動「あしやハ ンズ・オン・キッズ」報告会

町内の小学4年生～6年生の仲間たちが1年間さまざまな体験活動にチャレンジしてきました。これまでの活動を写真で紹介し、活動をとおして感じたことや学んだことを発表します。活動の成果を見に来ませんか。

- ▽とき 3月14日(土)・午後3時～4時
- ▽ところ 町民会館
- ▽申し込み 不要
- ▽問い合わせ 社会教育係(☎2

23・3546)

障がい者レクスポ大会

さまざまなプログラムに挑戦する運動会が行われます。見学してみませんか。

- ▽とき 3月21日(土)・午前9時30分～正午
- ▽ところ 総合体育館メインアリーナ
- ▽問い合わせ 社会教育係(☎23・3546)

春の特別呈茶

桜咲く庭園の風情と抹茶を楽しむ春の特別呈茶を開催します。



- ▽とき 3月20日(金)～22日(日)・午前10時～午後4時30分
- ▽ところ 芦屋釜の里大茶室
- ▽内容 大茶室での呈茶(和菓子と抹茶)
- ※お点前はありません。
- ▽料金 18歳以上⇨700円、小・中・高校生⇨400円(入館料とお茶代)、未就学児⇨300円(お茶代)
- ▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎23・5881)

差別をなくすために 第489号

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▽問い合わせ 社会教育係 (☎223-3546)



言葉

芦屋中学校2年 やまの山野 ななみ虹泉

みなさんは、普段自分がとっている周りの人への態度について考えたことはありますか。最近、いじめの被害にあっている人が年々増えています。暴力や仲間外れ、そして、暴言など傷つく人がたくさんいます。特に、この日本で、調べたところ他の国と比べていじめが多い国だそうです。

私の周りでは、最近、言葉遣いで「死ね」や「キモい」、「臭い」などの声が普通に、たくさん聞こえます。言っている側が冗談で言っていて、相手も笑って過ごしているかもしれませんが、内心はすごく嫌な気持ちになっているかもしれません。また、自分がいじめをしていないと思っても、相手がいじめだと思っていたら、それはいじめになってしまいます。私は、個人的に暴力や仲間外れよりも、暴言など目に見えないものの方が、威力が強いと思います。なぜなら、暴力は体の方から傷つけられ、目に見えるので周りからも気づかれやすいです。でも暴言では、精神的に傷つけられます。そして言葉は目に見えず、記憶の中で再生し続けます。使う言葉

によって人を嬉しい気持ちにさせることもあれば、嫌な気持ちにさせ、最悪、命を奪うこともあります。これからは、自分がどんな言葉遣いをしているかなどを考えて使うと良いかもしれません。

このように、言葉などが原因でいじめにつながる可能性もあります。また、これは学校だけではなく、大人の中でもあり得ることだと思います。実際に、私の家族の仕事場でも、いろいろなトラブルがあり、自殺をはかりかけた人や、私の親の友人は自殺をはかり、亡くなった人もいます。みなさんには、軽く言ったつもりという言葉の重さについて、よく考えてほしいです。私もこれから、よく考えながら人との関わりを大切にしたいです。

この記事は、町内の小中学生が「人権」をテーマに作成した作文で、提出された作文の中から芦屋町人権・同和教育研究協議会が選考したものを掲載しています。

